

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第150号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年10月4日 16時04分ごろ
発生場所	静岡県静岡市清水港の富士見ふ頭5号岸壁 清水港江尻船だまり北防波堤灯台から真方位177° 2,390m 付近 (概位 北緯34° 59.7′ 東経138° 29.9′)
事故等調査の経過	平成25年10月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 トロピカル ビンタン (パナマ共和国籍)、9,595トン 9567348 (IMO番号)、TROPICAL LINE S.A. B 貨物船 第五八起丸、236トン 140949、八起丸海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A (フィリピン共和国籍)、締約国資格受有者承認証 船長 (パナマ共和国発給) B 船長B、五級海技士 (航海)
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過痕 B 左舷船首部ブルワークが曲損等
事故等の経過	A船は、船長Aほか17人が乗り組み、清水港の富士見ふ頭5号岸壁に入船右舷着けで着岸していたが、左舷船尾に配置したタグボート1隻で左舷方に引かせて左舷錨鎖を巻き上げながら離岸作業中、左舷から風速約15~20m/sの東北東風に圧流され、平成25年10月4日16時04分ごろA船の右舷船首部がA船の船尾方に着岸していたB船の左舷船首部と衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 7 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	A船が全ての係船索を放す際に計測した風向は東北東、風速は約8m/sであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B なし A船は、清水港の富士見ふ頭5号岸壁から離岸作業中、船長Aが、離岸時に支援させるタグボート1隻で左舷船尾を引かせ、左舷錨鎖を

	<p>巻いていたことから、風速約15～20m/sの東北東風に圧流され、右舷船首部がA船の船尾方に着岸していたB船の左舷船首部と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が、清水港の富士見ふ頭5号岸壁から離岸作業中、船長Aがタグボート1隻で左舷船尾を引かせ、左舷錨鎖を巻いていたため、風速約15～20m/sの東北東風に圧流され、A船の船尾方に着岸していたB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、強風が予想されるような場合、離岸作業を支援するタグボートを追加すること。</li> <li>・ 錨鎖の巻揚げ時における錨の把駐力低下に注意すること。</li> </ul>